

# ぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業仕様書

この仕様書は、「ぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業」(以下「本事業」という。)について必要な項目を定めるものであり、本事業を実施する事業者(以下「支援事業者」という。)は、本仕様書に定める項目について適正に履行すること。

## 1 目的

山口県(以下「県」という。)では、2023年3月に改定した「山口県地球温暖化対策実行計画(第2次計画 改定版)」において、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」の社会(脱炭素社会)の実現を目指すことを掲げ、県内の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)導入の推進に取り組んでいる。

本事業は、県内事業者が県内の工場又は事務所その他事業所で使用する電力について、支援事業者が、非化石証書の購入希望者を募り、一括調達することにより、入札に係る費用等を負担せず簡易に調達できる仕組みを提供し、県内における再エネの利用促進に資することを目的とする。

## 2 実施期間

県と支援事業者が協定を締結した日から、令和8年3月31日までとする。  
ただし、協定の有効期間が延長された場合は、その期間による。

## 3 事業内容

支援事業者は、次の内容について実施すること。

- (1) 支援事業者は、自ら積極的に本事業の広報宣伝に努めるとともに、県が実施する広報宣伝を補助し、非化石証書の購入希望者を募集する。  
募集に当たっては、非化石エネルギー源の種別(発電設備区分)と発電設備の所在地(都道府県単位)について、県が指定するものとする事又は購入希望者が選択できるようにすること。
- (2) 支援事業者は、購入希望者の非化石証書調達希望量を集約の上、日本卸電力取引所(JEPX)の非化石価値取引市場(以下「取引市場」という。)における適正な購入見込単価を決定する。
- (3) 支援事業者は、前項で決定した購入見込単価および最低手数料を購入希望者に示し、了承を得た上で、購入希望者へ購入代金の支払いを求める。
- (4) 支援事業者は、取引市場から(2)で集約した非化石証書調達希望量に相当するF I T非化石証書を調達する。  
なお、支援事業者の責めに帰すことができない事由により、購入希望者の了承を得た購入見込単価で調達できない場合は、購入希望者に対し支援事業者を支払う最低手数料を除く購入代金の全額を払い戻すこと。
- (5) 支援事業者は、調達した非化石価値を証書化し、購入希望者ごとに発行すること。  
また、トラッキング情報付き証書の購入を希望する購入希望者に対し、必要に応じて日本卸電力取引所(JEPX)から支援事業者が発行される残高証書の写しなどを引き渡す。

## 4 事業の実施時期(目安)

支援事業者は、日本卸電力取引所(JEPX)が開催する令和7年11月及び令和8年2月に開催予定の取引市場において、本事業に係る非化石証書の調達を行うこと。なお、非化

石証書の購入希望者募集に係る広報活動は、県と協議の上、受託後速やかに実施すること。  
2に基づき、本事業の実施期間を延長する場合は、既調達分を含めて年間4回程度FIT非化石証書を調達すること。

## 5 支援事業者が行う業務内容

### (1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ア 協定締結後、速やかに本事業の履行に必要な人員を確保し、本事業を実施すること。
- イ 本事業の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は本事業に類似した事業<sup>\*</sup>に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。
- ※電力需要家の委託を受け、非化石価値取引市場からFIT非化石証書を購入する事業
- ウ 実施体制図（県、支援事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

### (2) 事業計画の策定等

- ア 事業計画の策定に係る市場調査及び市場分析を行うこと。
- イ 事業計画について、県と協議して策定すること。
- ウ 事業スケジュールを作成すること。

### (3) 広報宣伝

- ア 県と連携のうえ、広報計画を策定し効果的な広報宣伝の支援を行うこと。
- イ 広報内容について県と協議して定めること。また、広報に山口県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ること。
- ウ 広報宣伝用のチラシを作成すること。
- エ 広報用の資料等を県に提供し、県が実施する広報に協力すること。
- オ 県が実施する市町に対する広報依頼に協力すること。
- カ 本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得ること。
- キ インターネット・SNS等を効果的に活用すること。

### (4) 説明会

3で定める事業内容に関して、説明会を開催すること。説明会の実施時期、対象者、説明内容等は、県と協議の上、決定すること。

### (5) ホームページの構築及び運用等

- ア 本事業に係る専用ホームページの構築、運用及びメンテナンスを行うこと。
- イ 購入希望者の受付は専用ホームページを使用すること。
- ウ 専用ホームページの構築、運用及びメンテナンスを行う場合は、6で定める内容を遵守すること。

### (6) ライセンス契約及び著作権

#### ア ライセンス契約

- (ア) システムの稼働に必要なソフトウェアのライセンス（使用許諾）の取得は、全て支援事業者の責任と負担において行うこと。なお、使用許諾に期限（月ごとのライセンス等）がある場合は、協定期間の満了日まで有効なライセンスを取得すること。
- (イ) 全てのライセンス契約について、必要な権利の登録作業を行うこと。

#### イ 著作権

- (ア) 専用ホームページに第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、支援事業者の責任と負担において、使用許諾に係る一

切の手続きを行うこと。

- (イ) 本事業における業務等により、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、支援事業者の責任と負担において一切を処理すること。
- (ウ) 県は本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）については、原則として著作者の許可を得ず、無償で行使することができることとする。

ウ その他の情報セキュリティ対策

打合せ等の際に、県に提供するデータや記録媒体については、必ずウイルスチェックを行うこと。その他、情報セキュリティの確保については、県の指示に従うこと。

#### (7) 問い合わせ対応

- ア 問い合わせ及び苦情へ対応するための窓口の設置及び対応を行うこと。
- イ 窓口で問い合わせ及び苦情に対応する者への研修を行うこと。
- ウ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- エ 県に対する問い合わせ及び苦情があった場合の対応を行うこと。なお、問い合わせ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、県へ報告、引継ぎを行うこと。
- オ 窓口以外の問い合わせ及び苦情について対応すること。
- カ 窓口業務の実施に当たっては、責任者を選任すること。責任者は、業務を主導する立場として、窓口事業に従事した経験があること。

#### (8) アンケートの実施

購入希望者に対し、本事業に関するアンケート調査を実施し、その結果を集計すること。調査内容は県と協議の上、決定すること。

## 6 ホームページ仕様

### (1) 基本的事項

- ア 日本国内で通常利用されているブラウザ及びOS等でパソコン・スマートフォンを問わず、支障なく利用できること。また、利用者が閲覧するために、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。
- イ ホームページは完全SSL・TLS化すること。
- ウ ウェブアクセシビリティに配慮された設計仕様であること。
- エ メンテナンス作業等を除き、常時システムの利用が可能であること。

### (2) 対象範囲

- ア 県の要求仕様を満たす、ホームページ作成・管理システム（汎用CMSの利用も可）の導入及びサービス提供
- イ トップページ及び下層ページのデザイン・テンプレートの設計・制作
- ウ サイト構成設計、Webシステム設計、データベース設計
- エ ホスティングサーバー調達（保守管理を含む）

### (3) デザイン

- ア 標準化・統一化された全体構成で、情報が探しやすく、使いやすさなどに利用者のユーザビリティ等を考慮したデザインとすること。
- イ 山口県公式ホームページへのリンクを作成し、誘導すること。
- ウ サイトの運営ポリシーを掲載すること。
- エ 山口県ウェブアクセシビリティ方針に則ること。  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/21/176134.html>
- オ 画面印刷について配慮すること。
- カ 他者の知的財産権を侵害しないこと。

キ ホームページ制作に当たって取材、撮影、素材購入が必要な場合、その際に発生する経費は支援事業者が負担すること。

#### (4) システム要件

ア ホスティングサーバは信頼性が高く、かつ、実績のあるサーバであること。なお、サーバは支援事業者が管理すること。

イ ハードディスクの容量は必要かつ十分な容量とし、コンテンツ数やアクセス数等が増加した場合においても、将来的な拡張が容易な構成とすること。

ウ サーバの障害が発生したときは、直ちにサーバ復旧に努めること。

エ システムのセキュリティ対策については、改ざんや機密情報の漏えいを防止するため、最新の情報を基に万全な対策を実施すること。

オ サーバ内のデータは、障害が発生した場合に速やかな復旧ができる体制をとること。また、サーバの保守管理は支援事業者が行い、構築年度のバックアップ及び管理に係る費用は支援事業者が負うこととする。

カ システムに脆弱性が発見された際には対応を実施すること。

キ システムの管理画面は、ID/パスワードによるログイン機能付与等によりセキュリティを確保すること。

ク ホームページに障害が発生した際には、速やかに対策を講ずること。

## 7 個人情報管理

当事業において収集し、取り扱う個人情報は、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）を準用するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、適正に取り扱うこと。

## 8 実績報告書の提出

支援事業者は、次の事項について、令和8年3月31日までに県に提出すること。ただし、協定が延長された場合にあつては、県と協議した上で決定した日までとする。

- (1) 実績報告書（事業の実施状況、広報の実績、アンケート調査の結果等）
- (2) 広報に係る作成物及びその電子データ

## 9 経費

本事業に要する経費は、支援事業者の責任において負担すること。

## 10 その他

- (1) 本事業の実施内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と協議した上で実施内容を決定すること。
- (2) 県から事業の進捗状況等について問合せがあつた場合は、報告すること。
- (3) 関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 購入希望者募集の際に下記の事項について明示すること。
  - ア 支援事業者は、県を代理する権限を有するものではないこと。
  - イ 支援事業者の資力・信用を県が保証するものではないこと。
- (5) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で本事業を進めること。